

平成 27 年 1 月 15 日

青少年育成課

市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について

1 要綱の目的

子ども子育て支援新制度の実施に伴い、平成 27 年 4 月 1 日児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の対象が「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となります。

本市におきましても平成 26 年 9 月議会において「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例」の一部改正について議決をいただき、入所対象を「第 1 学年から第 3 学年まで」から「小学校に就学している児童」としました。

この改正に伴い、申請者の増加が予想できるため、その対応として今まで内規として取り扱っていた入所の基準を明確にすること、また、優先的に受け入れるべき児童の考え方を明確にし、必要性の高い児童から入所できることを目的として定めるものです。

2 要綱内容

(1) 入所実施基準について

入所の実施基準として、低い学年の児童と障がいをもつ児童を優先し、同学年間で申請が競合した場合、「市川市保育の実施に関する条例施行規則」で定める保育の実施基準表を参考に、放課後児童健全育成事業の入所点数表を作成し、点数の高い者を優先入所としました。

(2) 入所点数表

放課後、保護者が家庭にいない時間の長い世帯が優先度の高い世帯と考え、就労の日数・時間が長い場合や、入院や出産などで保護者が家庭にいない場合に優先順位が高くなっています。通学については、授業時間が一定でない場合や研究が不定期である場合が多いため、日数のみ区別しました。

(3) 入所基準調整表

ひとり親世帯、生活保護世帯、単身赴任世帯、児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合については、加点をし、複数の要件に当てはまる場合は、重複して加点することとしました。

「児童福祉の観点から特に調整が必要と認められる場合」の加点については、内規として、基本的な調整指数を 6 点とし、状況と緊急性に応じて加点するようにはしました。

《参考》

現行の入所要件（内規）

- （１）就労、通学要件の場合、15 日以上、第 1 学年の授業終了時間から帰宅が 15 時以降となること。
- （２）疾病・障害、介護・看護要件の場合、事由が定量的でないことから、日数等は定めず、診断書等で放課後児童の保育ができないと判断できる場合。
- （３）産前・産後要件の場合、産前 6 週、産後 8 週。（労働基準法第 65 条）。
- （４）その他市長が特に必要があると認める場合、児童福祉の観点から入所の必要がある者。

市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うに当たり、市川市放課後保育クラブ（以下「放課後保育クラブ」という。）入所事務の取扱いに関し、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第34号。以下「条例」という。）及び市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入所要件）

第2条 放課後保育クラブに入所することができる者は、条例第3条に規定する要件を満たし、放課後保育クラブ保育料の未納がない者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）、同居の親族、その他児童と同居する者が月15日以上就労し、帰宅時間（勤務時間及び通勤時間を含む。）が、15時以降になる場合。
- (2) 出産前6週間、出産後8週間の間。
- (3) 保護者が疾病・障害等の理由で児童の保育ができない場合。
- (4) 介護・看護等の理由で児童の保育ができない場合
- (5) 保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）が月15日以上通学し、帰宅時間が、15時以降になる場合。
- (6) その他市長が特に必要があると認める場合。

（入所実施基準）

第3条 放課後保育クラブ入所については、低い学年の児童及び心身に障がいをもつ者を優先する。ただし、希望者多数の場合、入所点数表（別表第1）及び入所基準調整表（別表第2）に基づき指数の高い者（当該指数が同数の者が複数あるときは、優先順位表（別表第3）の定めるところにより順位が上位となる者）から、入所を承認するものとする。

2 心身に障がいをもつ児童の入所については、別に定める市川市放課後保育クラブにおける障害児の入所等に関する要綱のとおりとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1
入所点数表

号	入 所 要 件				基準 指数	
1	就 労	居宅外労働	月 20 日 以上	放課後、保育に欠ける時間が 3 時間以上	10	
				放課後、保育に欠ける時間が 2 時間以上 3 時間未満	9	
				放課後、保育に欠ける時間が 1 時間以上 2 時間未満	8	
				放課後、保育に欠ける時間が 1 時間未満	7	
			月 15 日 以上	放課後、保育に欠ける時間が 3 時間以上	9	
				放課後、保育に欠ける時間が 2 時間以上 3 時間未満	8	
				放課後、保育に欠ける時間が 1 時間以上 2 時間未満	7	
				放課後、保育に欠ける時間が 1 時間未満	6	
	居宅内労働	月 20 日 以上	放課後、保育に欠ける時間が 3 時間以上	7		
			放課後、保育に欠ける時間が 2 時間以上 3 時間未満	6		
			放課後、保育に欠ける時間が 1 時間以上 2 時間未満	5		
			放課後、保育に欠ける時間が 1 時間未満	4		
		月 15 日 以上	放課後、保育に欠ける時間が 3 時間以上	6		
			放課後、保育に欠ける時間が 2 時間以上 3 時間未満	5		
			放課後、保育に欠ける時間が 1 時間以上 2 時間未満	4		
			放課後、保育に欠ける時間が 1 時間未満	3		
2	出産の前後		出産前後の休養のため保育にあたるできない場合		9	
3	疾病・障害	疾病	入院		10	
			居宅内 療養	医師が 1 ヶ月以上の安静を要すると診断した場合		8
				上記以外の程度		6
		障害	身体障害者手帳 1 級または 2 級。 療育手帳 ④、A の 1 又は A の 2。		10	
			身体障害者手帳 3 級。 療育手帳 B の 1。		9	
			療育手帳 B の 2。		6	
			精神障害者保健福祉手帳 3 級以上		10	

4	介護・看護等	病院・施設等の付き添い		常時付き添い	10	
				送迎時の付き添い等	6	
		在宅介護	重度障害者等（要介護認定3から5まで、身体障害者手帳が1級又は2級、療育手帳が㊸、Aの1またはAの2である者の介護。）			10
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合（要介護認定1から2、身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1又はBの2である者の介護）			9
		上記以外の場合		6		
5	通学	月20日以上通学し、帰宅が15時以降になる場合			5	
		月15日以上通学し、帰宅が15時以降になる場合			4	
6	その他	上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、放課後、児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと市長が認められる場合		1～5号を準用	

- 1 この表により審査する際、保護者が2人いる場合は、点数の低い方を基準とする
- 2 入所要件が複数の場合は、基準指数が高い要件の指数とする。
- 3 この表中における「放課後保育に欠ける時間」とは午後3時以降をいう

別表第2

入所基準調整表

	条件	調整指数
1	両親不存在、ひとり親（死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等）で同居家族（申し込み児童の兄弟姉妹を除く）がいない場合	+6
2	ひとり親（死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等）で同居家族（申し込み児童の兄弟姉妹を除く）がいる場合	+3
3	生活保護世帯	+2
4	保護者の一人が単身赴任、海外勤務、入院等により長期不在の場合（住民登録、会社の証明、診断書等で確認できる場合に限る）	+1
5	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1～+10

別表第3

優先順位表（基準指数と調整指数の合計が同一の場合）

1	基準指数の高い世帯
2	申請期間が長い者

理由	内容	指数	調整指数を加えた指数						
			ひとり親				生保	長期不在	
			同居無し		同居			生保	
			生保	生保	生保	生保			
就労(居宅外)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	10	16	18	13	15	12	11	13
疾病	入院	10	16	18	13	15	12	11	13
障がい	身体障害者手帳1級または2級。療育手帳A、Aの1又はAの2。	10	16	18	13	15	12	11	13
障がい	精神障害者保健福祉手帳3級以上	10	16	18	13	15	12	11	13
看護	病院・施設に常時付き添い	10	16	18	13	15	12	11	13
介護	重度障害者等(要介護認定3から5まで、身体障害者手帳が1級又は2級。療育手帳がA、Aの1またはAの2である者の介護)。	10	16	18	13	15	12	11	13
就労(居宅外)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	9	15	17	12	14	11	10	12
就労(居宅外)	月15以上就労、放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	9	15	17	12	14	11	10	12
出産		9	15	17	12	14	11	10	12
障がい	身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1。	9	15	17	12	14	11	10	12
介護	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1又はBの2である者の介護)	9	15	17	12	14	11	10	12
就労(居宅外)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	8	14	16	11	13	10	9	11
就労(居宅外)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	8	14	16	11	13	10	9	11
疾病	居宅内、医師が1ヵ月以上の安静を要すると診断した場合	8	14	16	11	13	10	9	11
就労(居宅外)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	7	13	15	10	12	9	8	10
就労(居宅外)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	7	13	15	10	12	9	8	10
就労(居宅内)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	7	13	15	10	12	9	8	10
就労(居宅外)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	6	12	14	9	11	8	7	9
就労(居宅内)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	6	12	14	9	11	8	7	9
就労(居宅内)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	6	12	14	9	11	8	7	9
障がい	療育手帳Bの2。	6	12	14	9	11	8	7	9
疾病	医師が1ヵ月以上の安静を要すると診断した場合以外	6	12	14	9	11	8	7	9
看護	送迎時の付き添い等	6	12	14	9	11	8	7	9
介護	指数9以外の場合	6	12	14	9	11	8	7	9
就労(居宅内)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	5	11	13	8	10	7	6	8
就労(居宅内)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	5	11	13	8	10	7	6	8
通学	月20日以上通学し、帰宅が15時以降になる場合	5	11	13	8	10	7	6	8
就労(居宅内)	月20以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	4	10	12	7	9	6	5	7
就労(居宅内)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	4	10	12	7	9	6	5	7
通学	月15日以上通学し、帰宅が15時以降になる場合	4	10	12	7	9	6	5	7
就労(居宅内)	月15日以上就労、放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	3	9	11	6	8	5	4	6

調節指数

1	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等で同居家族(申し込み児童の兄弟姉妹を除く)がいない場合	6
2	ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)で同居家族(申し込み児童の兄弟姉妹を除く)がいる場合	3
3	生活保護世帯。	2
4	保護者の一人が単身赴任、海外勤務、入院等により長期不在の場合(住民登録、会社の証明、診断書等で確認できる場合に限る)	1

★ 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合(1~10)

- ・ 基本的な調整指数を6点として、状況に応じ加点し、緊急性が有る場合はさらに加点する。(6点の根拠：調整指数の両親不在と同等の状態と考えた)

状況	状況 加点	緊急 加点
1 児童福祉施設に入所の経験がある(短期入所を除く)	3	+1
2 児童相談所に一時保護の経験がある。	2	+2
3 もっぱら保育にあたるものが、精神疾患等である(診断書又は手帳)	2	+2

理由	内容	指数	調整指数を加えた指数								
			ひとり親				生保	長期不在			
			同居無し		同居			生保			
			同居無し	生保	同居	生保	生保		長期不在	生保	
就労	居宅外	月20以上就労	放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	10	16	18	13	15	12	11	13
			放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	9	15	17	12	14	11	10	12
			放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	8	14	16	11	13	10	9	11
			放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	7	13	15	10	12	9	8	10
	居宅外	月15以上就労	放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	9	15	17	12	14	11	10	12
			放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	8	14	16	11	13	10	9	11
			放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	7	13	15	10	12	9	8	10
			放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	6	12	14	9	11	8	7	9
	居宅内	月20以上就労	放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	7	13	15	10	12	9	8	10
			放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	6	12	14	9	11	8	7	9
			放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	5	11	13	8	10	7	6	8
			放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	4	10	12	7	9	6	5	7
月15以上就労		放課後、保育に欠ける時間が3時間以上	6	12	14	9	11	8	7	9	
		放課後、保育に欠ける時間が2時間以上3時間未満	5	11	13	8	10	7	6	8	
		放課後、保育に欠ける時間が1時間以上2時間未満	4	10	12	7	9	6	5	7	
		放課後、保育に欠ける時間が1時間未満	3	9	11	6	8	5	4	6	
出産			9	15	17	12	14	11	10	12	
疾病			入院	10	16	18	13	15	12	11	13
			居宅内、医師が1ヵ月以上の安静を要すると診断した場合	8	14	16	11	13	10	9	11
			医師が1ヵ月以上の安静を要すると診断した場合以外	6	12	14	9	11	8	7	9
障がい			身体障害者手帳1級または2級。療育手帳A、Aの1又はAの2。	10	16	18	13	15	12	11	13
			精神障害者保健福祉手帳3級以上	10	16	18	13	15	12	11	13
			身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1。	9	15	17	12	14	11	10	12
			療育手帳Bの2。	6	12	14	9	11	8	7	9
介護			重度障害者等（要介護認定3から5まで、身体障害者手帳が1級又は2級。療育手帳がA、Aの1またはAの2である者の介護。	10	16	18	13	15	12	11	13
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合（要介護認定1から2、身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1又はBの2である者の介護）	9	15	17	12	14	11	10	12
			指数9以外の場合	6	12	14	9	11	8	7	9
看護			病院・施設に常時付き添い	10	16	18	13	15	12	11	13
			送迎時の付き添い等	6	12	14	9	11	8	7	9
通学			月20日以上通学し、帰宅が15時以降になる場合	5	11	13	8	10	7	6	8
			月15日以上通学し、帰宅が15時以降になる場合	4	10	12	7	9	6	5	7

調節指数

1	両親不存在、ひとり親（死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等で同居家族（申し込み児童の兄弟姉妹を除く）がいない場合	6
2	ひとり親（死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等）で同居家族（申し込み児童の兄弟姉妹を除く）がいる場合	3
3	生活保護世帯。	2
4	保護者の一人が単身赴任、海外勤務、入院等により長期不在の場合（住民登録、会社の証明、診断書等で確認できる場合に限る）	1

★ 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合（1～10）

- ・ 基本的な調整指数を6点として、状況に応じ加点し、緊急性が有る場合はさらに加点する。（6点の根拠：調整指数の両親不在と同等の状態と考えた）

	状況	状況 加点	緊急 加点
1	児童福祉施設に入所の経験がある（短期入所を除く）	3	+1
2	児童相談所に一時保護の経験がある。	2	+2
3	もっぱら保育にあたるものが、精神疾患等である（診断書又は手帳）	2	+2